

愛知県の文化振興について



令和6年6月4日（火）
愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課

愛知県における文化行政

国	文化庁（文部科学省の外局）
---	---------------

愛知県	知事部局		
	県民文化局 文化部		
	文化芸術課	国際芸術祭推進室	文化財室
	文化・芸術の振興、文化活動の支援・促進に関する業務	国際芸術祭の推進に関する業務	文化財の保存・活動に関する業務

文化とは、芸術とは

【文化】 広辞苑（岩波書店）の定義

- **文化**とは、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果のこと。衣食住をはじめ、科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教を含む。

【芸術】 広辞苑（岩波書店）の定義

- **芸術**とは、一定の材料・技術・身体などを駆使して、鑑賞的価値を創出する人間の活動およびその所産。絵画・彫刻・工芸。建築・詩・音楽・舞踊などの総称。

【文化芸術基本法の前文】

- **文化芸術**は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

【文化芸術基本法第4条】

- **地方公共団体**は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その**地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務**を有する

愛知県文化芸術振興条例の制定①（平成30年3月）

【条例制定の趣旨】

- 県の文化芸術振興を推進する姿勢を明確に示す
- 県の文化芸術振興施策の拠り所とする

【条例の特徴】

前文

本県の文化芸術のこれまでの歩みと、山車からくり等の技術が「愛知のモノづくり文化」の源流になっていることも踏まえ、文化芸術の持つ幅広い可能性に着目して、県民が心の豊かさを実感し、地域の魅力を向上させるために、県として、文化芸術の振興に取り組む強い決意を表明する。

8つの基本理念(2条)

- ① 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性の尊重
- ② 県民が、年齢、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- ③ 地域の特色ある文化芸術の継承
- ④ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ⑤ 愛知の文化芸術の国内外への発信と交流
- ⑥ 広く県民の意見を反映
- ⑦ 学校、家庭、地域等の連携
- ⑧ モノづくり等の愛知の特色を生かし、観光、福祉、教育、産業等その他の関連分野との連携

愛知県文化芸術振興条例の制定②（平成30年3月）

基本計画(6条)

文化芸術の振興に関する**計画の策定**を条例に位置付け

文化芸術の種類等

種類			例示
芸	術	(7条)	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 等
メディア	芸術	(7条)	映画、漫画、アニメーション 等
伝統	芸能	(8条)	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎 等
民俗	芸能	(8条)	山車祭り、棒の手、田楽、獅子舞 等
芸	能	(9条)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 等
生活	文化	(9条)	茶道、華道、書道、愛知の風土に育まれた食文化 等
国民	娯楽	(9条)	囲碁、将棋 等
伝統	工芸	(10条)	陶芸、染織 等

愛知県文化芸術振興基本条例の制定③（平成30年3月）

各論

種類		例示
文化芸術に関する交流の推進等	11条	①地域、国際交流の推進に努め、国際的な芸術祭の開催 ②愛知芸術文化センターで新たな芸術を創造し、国内外に発信 ③文化芸術の振興における観光やスポーツ等の事業との連携
文化芸術活動の担い手の育成	12条	文化芸術の創造的活動を行う者等の担い手の育成
文化芸術に関する教育研究の充実	13条	愛知県立芸術大学等における教育研究の充実
県民の鑑賞等の機会の充実	14条	県民が文化芸術を鑑賞、参加及び創造する機会の充実
子どもの文化芸術活動の充実	15条	子どもによる文化芸術の体験や文化芸術活動の支援
高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	16条	高齢者、障害者等による文化芸術活動の環境の整備
学校教育における文化芸術活動の充実	17条	文化芸術団体等と協力し、学校教育での文化芸術教育の充実
文化芸術に関する施設の充実	18条	劇場、美術館、図書館等の充実
顕彰	19条	文化芸術振興に関する顕彰（芸術文化選奨等）
財政上の措置	20条	

都道府県における「文化(芸術)振興条例」等の制定状況

■38都道府県が制定している



都道府県名	制定年月
東京都	S58.10
熊本県	S63.12
北海道	H 6. 3
富山県	H 8. 9
鳥取県	H15.10
福島県	H16. 3
大分県	H16. 3
宮城県	H16. 7
大阪府	H17. 3
鹿児島県	H17. 3
徳島県	H17. 3
京都府	H17.10
岡山県	H18. 3
広島県	H18.10
静岡県	H18.10
香川県	H19.12
山口県	H19.12
栃木県	H20. 3
岩手県	H20. 3

都道府県名	制定年月
岐阜県	H20. 7
神奈川県	H20. 7
和歌山県	H21. 3
埼玉県	H21. 7
滋賀県	H21. 7
島根県	H23.11
群馬県	H24. 3
沖縄県	H25.10
石川県	H27. 3
茨城県	H27.12
愛知県	H30. 3
山形県	H30. 3
千葉県	H30. 10
山梨県	H30. 12
福岡県	R2. 3
奈良県	R3. 3
宮崎県	R4. 3
三重県	R5. 9
新潟県	R6. 4

あいち文化芸術振興計画2027の概要①

計画の概要

1 計画策定の趣旨

2018年7月に策定した「あいち文化芸術振興計画2022」が、計画期間の満了を迎えることから、これまでの取組や、社会情勢の変化、世論調査結果等を十分に踏まえ、2023年度を始期とする新たな計画を策定する。

2 計画の位置付け

- ・文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- ・愛知県文化芸術振興条例第6条に規定する「文化芸術の振興に関する基本的な計画」

3 計画期間

2023年度から2027年度までの5年間

4 文化芸術を取り巻く現状

(1) 社会情勢

- ・人口減少と少子高齢化の進行、人生100年時代の到来
- ・グローバル化、情報通信技術(ICT)の進展とライフスタイルや価値観、学びの多様化
- ・大規模自然災害の発生と感染症への対応
- ・SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組の推進

(2) 国の動向

- ・「文化芸術振興基本法」の改正(2017年6月、改正後「文化芸術基本法」)
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定(2018年6月)
- ・「文化財保護法」の改正(2018年6月、2021年4月)
- ・「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定(2020年4月)
- ・「博物館法」の改正(2022年4月)
- ・「文化芸術推進基本計画(第2期)」(2023~2027年度)の策定(2022年度)

(3) 本県の動向

- ・国際芸術祭の継続開催(2010年度以降5回開催)
- ・「愛知県障害者差別解消推進条例」の制定(2015年12月)
- ・愛知芸術文化センター(栄施設)の大規模改修(2016年度~2020年度)
- ・「愛知県文化芸術振興条例」の制定(2018年3月)
- ・愛知芸術文化センター(栄施設)における第2期指定管理期間開始(2019年度)
- ・「愛知県文化財保存活用大綱」の策定(2020年9月)
- ・あいち朝日遺跡ミュージアムの開館(2020年11月)
- ・県立芸術大学メディア映像専攻の開設(2022年4月)
- ・ジブリパークの開園(2022年11月)
- ・愛知万博20周年記念事業の実施(2025年3月~9月)
- ・第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催(2026年)
- ・リニア中央新幹線 品川・名古屋間の開業(2027年度)

(4) 愛知県を取り巻く現状

① 県政世論調査

2020年11月に県内居住の18歳以上の男女3,000人を対象に実施。回答数1,636人
<結果(一部抜粋)>

問1 文化芸術活動継続のために県に力を入れてほしい取組は。(複数回答可)

1位 十分な感染防止対策を行った上での、公演やイベントの開催や支援

2位 活動の場が減少したアーティスト、団体・事業者等の支援
(活動の継続や新規事業の展開に向けた支援など)

問2 文化芸術振興のために県が力を入れるべきことは。(複数回答可)

1位 子どもの文化芸術活動の充実(子どもが文化芸術に触れる機会の提供など)

2位 学校教育における文化芸術活動の充実

② 文化芸術活動に関するアンケート調査

2021年11月に県内居住又は県内に活動拠点を有する文化芸術関係者(個人、団体・施設)を対象に実施。

回答数426件(個人234件、団体・施設191件、無回答1件)

<結果(一部抜粋)>

問1 文化芸術活動を行う上で、あると良いと思う支援策は。(複数回答可)

[個人]

1位 文化芸術活動についての助成金

2位 文化芸術活動に関する情報発信等

[団体]

1位 文化芸術活動についての助成金

2位 人材育成・後継者育成への支援

問2 今後、県が取り組むべき課題は。(複数回答可)

[個人]

1位 子どもの文化芸術活動の充実

2位 文化芸術を担う人材の育成

[団体]

1位 子どもの文化芸術活動の充実

2位 県民の鑑賞機会の充実

5 取り組むべき課題

- ・誰もが等しく文化芸術に関わることのできる社会の実現
- ・人生100年時代を見据えた文化芸術活動の推進
- ・持続可能な愛知の文化芸術の実現につながる人材の育成
- ・ライフスタイルや価値観、学びの多様化への対応
- ・ウィズコロナ、アフターコロナに適応した文化芸術の創造・発信

あいち文化芸術振興計画2027の概要②

計画の体系

めざすべき姿

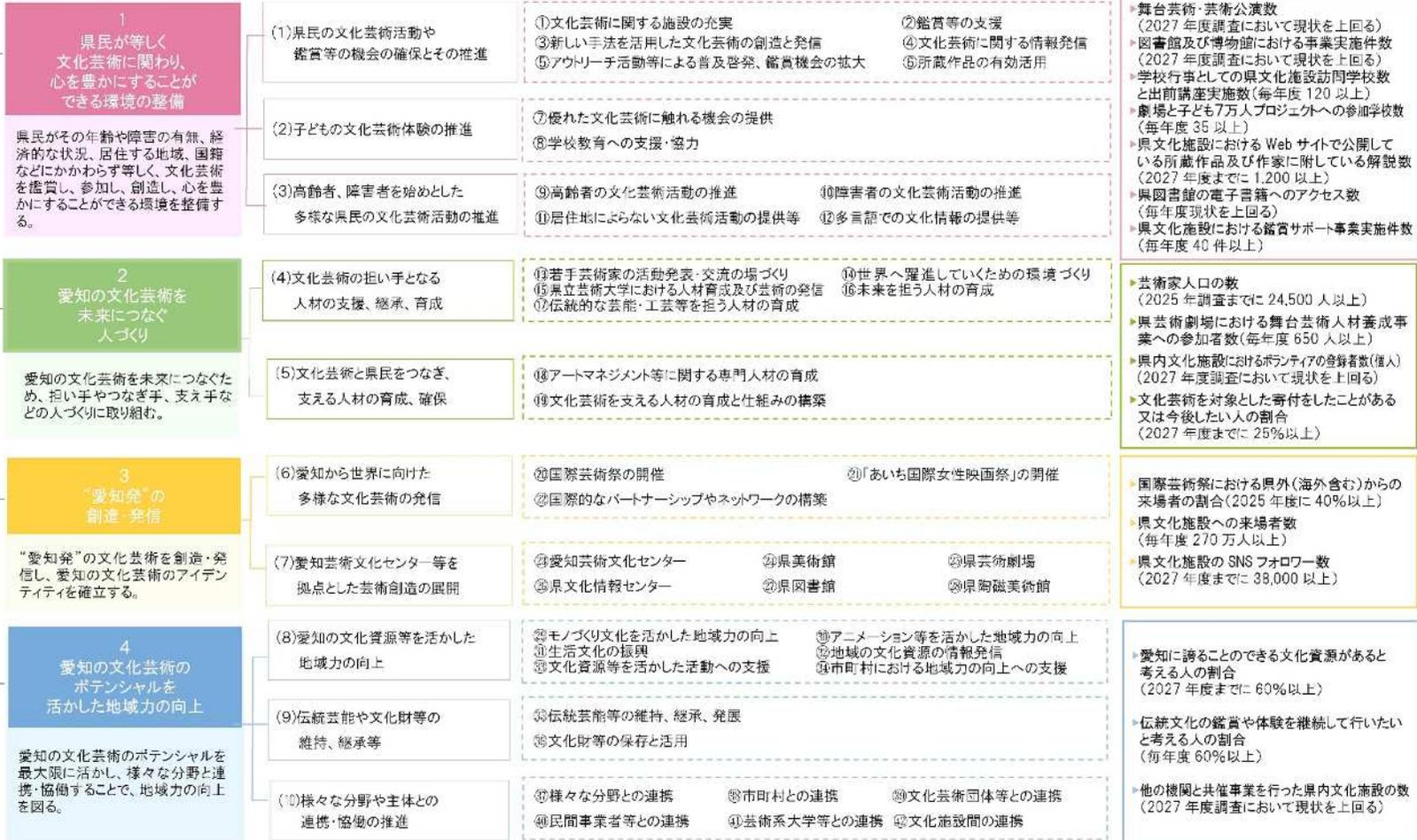
4つの基本目標

10の基本課題

42の主な施策

17の数値目標

文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現



推進体制

以下の推進体制により、総合的かつ効果的に文化芸術振興施策を推進する。
 ▶愛知芸術文化センターを始めとする県文化施設や関係機関との役割の分担
 ▶市町村を始め様々な主体との連携の推進
 ▶県庁内における横断的な連携体制の構築

進行管理

▶進捗管理指標と数値目標を設定
 ▶毎年度、事業成果の評価・検証を行い、その結果を公表することで、PDCAサイクルによる進捗管理を実施
 ※評価・検証には、学識経験者等による第三者評価(外部評価)を活用

文化芸術継承事業①

概要

- 「あいち文化芸術振興計画2027」に基づく事業として、伝統芸能等を鑑賞、体験できるイベントなどを開催することで、伝統芸能等を学ぶきっかけの場を提供し、次世代への継承を目指す。

令和5年度 事業内容

■あいち伝統芸能はじめてフェス 開催

- 日 時：2023年11月4日（土）
- 場 所：オアシス21 銀河の広場
- 参加者：一般県民（延べ1,542名）

■動画の制作

ステージ映像を使用して、小学生向け教材としても活用できる、あいちの伝統芸能等を紹介する動画（5本）を制作。



文化芸術継承事業②

令和5年度の制作動画（5本）

① 知ってみよう！伝統芸能～はじめての尾張万歳編～

<https://youtu.be/elxiV8du0LE?si=0xwfOuib3zJlv6AR>

② 知ってみよう！伝統芸能～はじめての箏編～

<https://youtu.be/Vcbjsg6Z0U?si=8LrCkXkfXXRQ1Bxj>

③ 知ってみよう！伝統芸能～はじめての日本舞踊編～

<https://youtu.be/mvU0QJwO48E?si=eojXFJ4WcklzvIMA>

④ 知ってみよう！伝統芸能～はじめての木遣り音頭編～

https://youtu.be/Fgt4U0j11r0?si=QY-x_9b2gw9Y1fRF

⑤ 知ってみよう！伝統芸能～はじめての三味線編～

<https://youtu.be/6ywZ2wU0uhU?si=L8ff-MyaGCnDfdZR>

ブンゾーちゃんねる ～あいちの文化芸術スタジオ～



ブンゾーちゃんねる【あいちの文化芸術スタジオ】

@bunzo_ch - チャンネル登録者数 42人 - 9本の動画

愛知県文化芸術課の公式YouTubeチャンネルです。 >

pref.aichi.jp/soshiki/bunka

チャンネル登録

他にも様々な「あいちの文化芸術」の紹介動画がありますので、ぜひチャンネル登録して動画を御覧ください！



文化芸術継承事業③

令和5年度 開催内容(詳細)

<ステージ披露>

日本舞踊、箏、万歳、三味線などの伝統芸能を出演者が披露。

日本舞踊西川流 四世家元の西川 千雅 師と一緒に、即興のオリジナル和ダンスを踊るコーナーを設け、当日ステージで撮影した映像をTikTokで公開した。



<体験型ワークショップ>

ステージで披露された伝統芸能を、「すぐに」体験できるワークショップを実施。有松・鳴海絞りと家紋刷りの体験コーナーや、愛知県図書館の司書が伝統芸能等に関する図書を紹介するブックトークも実施した。



<謎解きゲーム>

伝統芸能にまつわる謎を解き明かす会場周遊型の謎解きゲームを実施。



文化芸術継承事業④

令和6年度(予定)

■あいち伝統芸能体験教室(仮称) 開催

伝統芸能等を鑑賞し、実際に体験できるイベントを開催予定。

○日 時：2024年11月の土日祝日(予定)

○場 所：尾張地域、東三河地域

○開催内容：伝統芸能等の実演、トークショー、ワークショップを複数種類開催
(日本舞踊、箏、華道ほか)

■あいち伝統芸能ポータルサイト(仮称) 開設

伝統芸能等について紹介の紹介と、県内の伝統芸能等を体験可能な施設等の情報を掲載し、伝統芸能等を学ぶきっかけとなるポータルサイトを開設。



愛知県芸術文化選奨

概要

■芸術文化の各分野（芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、その他の計6部門）において、その向上発展に貢献し、業績が顕著なものを表彰することにより、本県の芸術文化の振興を図る。

- ①文化賞 ⇒ 知事表彰状、盾、奨励金70万円 ※①、②併せて8名
②文化新人賞 ⇒ 知事表彰状、盾、奨励金30万円 団体以内

受賞件数

	区分	件数	備考
文化賞	個人	199件	昭和52年～令和5年
	団体	120件	
文化新人賞	個人	55件	平成19年～令和5年
	団体	5件	

※平成19年度から、文化新人賞を新設

文化活動事業費補助金

概要

- 県民の自主的・自発的な文化活動の促進を図るため、県内に活動の本拠を置く文化活動団体が行う音楽・演劇・舞踊の公演、美術の展示、文学の出版、伝統芸能の後継者育成等に係る事業に対して助成
- ①企画提案事業 ⇒ 上限 100万円
- ②誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業 ⇒ 定額 20万円
- ③後継者育成事業 ⇒ 定額 20万円～100万円

令和5年度実績

①企画提案事業	29事業
②誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業	50事業
③後継者育成事業	5事業

※平成3年度から事業を実施している

名古屋フィルハーモニー交響楽団事業費補助金

名古屋フィルハーモニー交響楽団の概要

- 設立 1966（昭和41）年7月10日
- 楽団員 65人（令和6年6月1日現在）
- 1973（昭和48）年4月に財団認可 ⇒ 2012（平成24年）3月に公益財団法人へ移行

補助事業の目的

名古屋フィルハーモニー交響楽団の良質な生演奏を、低廉な料金で県民が鑑賞できる機会を設けることにより、県民の音楽文化の振興に寄与する。

補助対象事業の概要 ※令和5年度実績

定期演奏会	内外の著名な指揮者・ソリストを招き、楽団のさらなる技術向上と音楽芸術の発展を目的とする演奏会	27回
巡回演奏会	地方自治体等の依頼により、主として名古屋市外の市町村で実施する、一般を対象とした演奏会	8回
移動音楽教室	名古屋市内及び市外の小・中学生を対象とした音楽教室	31回



愛知芸術文化センター



愛知芸術文化センター

愛知県美術館

愛知県芸術劇場

愛知県文化情報センター

愛知県図書館

栄施設

名城施設



概要(栄施設)

- 開館 1992年(平成4年)10月30日
- 場所 名古屋市東区東桜一丁目13-2
- 建設費 628.5億円
- 延床面積 109,062㎡

愛知芸術文化センター《愛知県美術館①》



■美術品の収集及び保存

- ・収蔵作品 ⇒ 約8,900件
- ・木村定三コレクション ⇒ 3,309件
- ・藤井達吉コレクション ⇒ 1,477件

■展覧会事業（コレクション展・企画展）

【2024年度の展覧会事業】

区分	展覧会名	会期	日数
コレクション展	第1期	4/26～ 6/30	57日
	第2期	7/18～ 9/23	59日
	第3期	10/11～11/27	42日
	第4期	1/18～ 3/16	51日
企画展	コスチュームジュエリー	4/26～ 6/30	57日
	アブソリュート・チェアーズ	7/18～ 9/23	59日
	相国寺展	10/11～11/27	42日
	パウル・クレー展	1/18～ 3/16	51日

木村定三コレクション

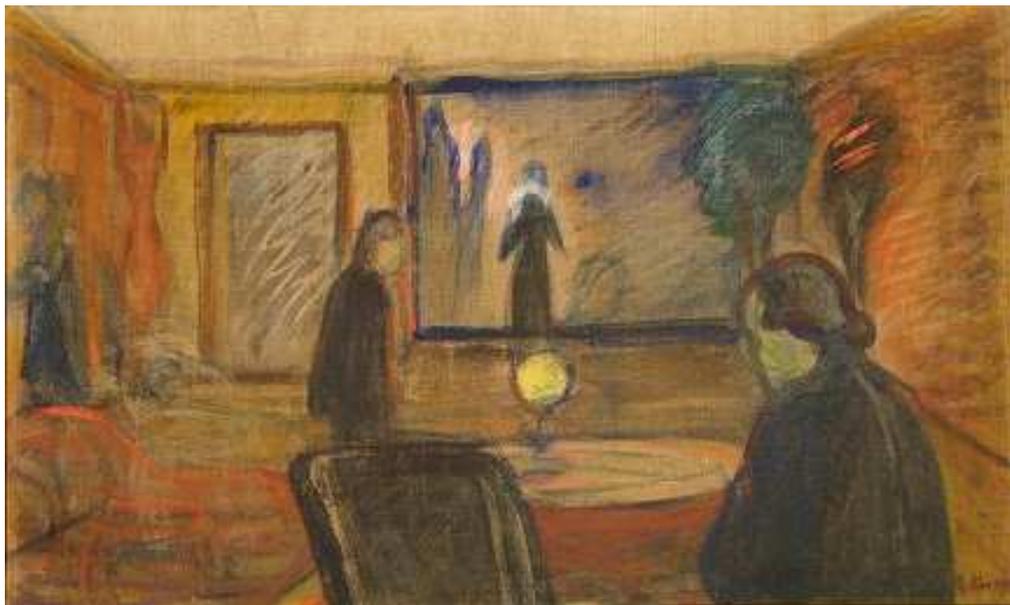


- 紙本著色山紅於染図
(しほんちゃくしよくさんこうおせんず)
- 浦上玉堂 筆
- 国指定／重要文化財



- 紙本墨画淡彩富嶽列松図
(しほんぼくがたんさいふがくれっしょうず)
- 与謝蕪村 筆
- 国指定／重要文化財

【平成28年度／購入作品】



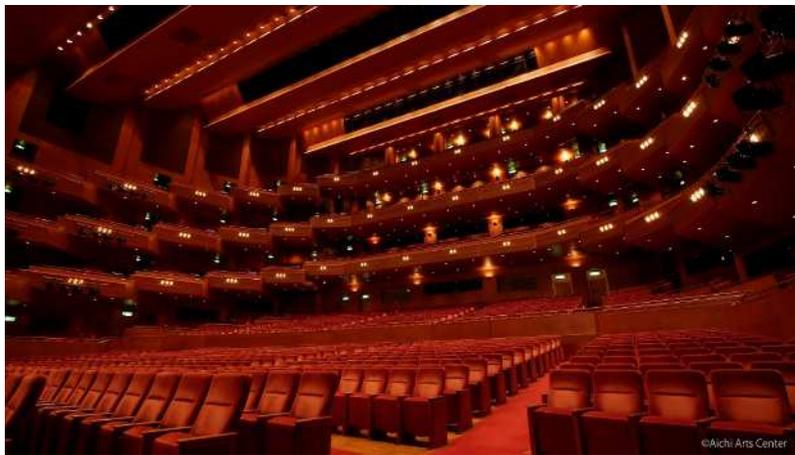
■エドヴァルド・ムンク (1863-1944、ノルウェー)
《イプセン『幽霊』からの一場面》
1906年
テンペラ、画布
45.7 × 76.0cm
購入額5億5千万円

【令和5年度／受贈作品】



■レオノーラ・キャリントン
(1917、イギリス-2011、メキシコ)
《ウルでの狩り》
1946年頃
油彩、画布
49.8 × 110.0cm
評価額5億円

愛知芸術文化センター《芸術劇場①》



オペラ・バレエ・
コンサートなど
多様な演目を上
演できる大劇場

【利用状況】

- ①音楽
- ②演劇
- ③舞踊

《大ホール》



国内最大級のパイ
プオルガンを
備えた優雅な
ホール

【利用状況】

- ①オーケストラ
- ②オルガン
- ③合唱

《コンサートホール》



客席と舞台を自
在に配置できる
360㎡の小劇場

【利用状況】

- ①演劇
- ②音楽
- ③舞踊

《小ホール》

紹介動画

愛知県芸術劇場ファミリー・プログラム「げきじょうたんけんツアー」

① 大ホール編

https://youtu.be/_Ezgyf6sPvo?si=4riNPD-kG6XWJ2DK

② コンサートホール編

<https://youtu.be/jnGXbbPAojU?si=xfZBZOf-fheKYH-4>

愛知芸術文化センター愛知県図書館①

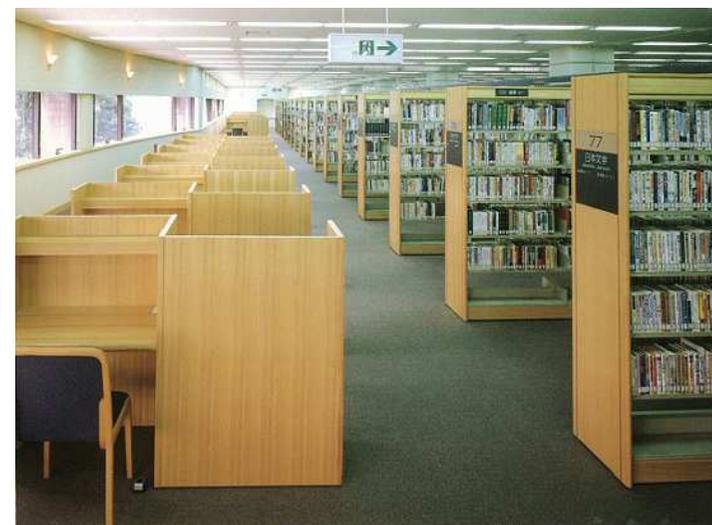
概要

- 開館 1991年(平成3年)4月20日
- 場所 名古屋市中区三の丸一丁目9-3
- 建設費 70.4億円
- 延床面積 19,604㎡
- 蔵書能力 約160万冊(開架約35万冊)
- 蔵書冊数 約133万冊(令和6年5月末現在)
他、約6,000冊の電子書籍等も所蔵



館内施設

5階	食堂、自動販売機コーナー
4階	自然科学、社会科学、ビジネス情報コーナー
3階	人文科学、地域資料、多文化サービスコーナー
2階	新聞・雑誌、マイクロ閲覧室
1階	地図・電話帳、児童図書室、AV室



愛知芸術文化センター愛知県図書館②

第二期愛知県図書館の基本的な運営方針（2023-2027）

1 期間

2023年度から2027年度まで（5年間）

2 目標

新たな知の拠点の形成—県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点を目指して—

3 目指すべき姿

本運営方針に掲げる目標の実現に向けて、以下の5つを「目指すべき姿」とし、県図書館の事業を展開していく。

- （1）すべての県民の「知りたい」に応える図書館
- （2）情報発信・交流活動の拠点としての図書館【新規】
- （3）ネットワークのハブとなる図書館
- （4）デジタル技術の活用により新たな社会に対応する図書館【新規】
- （5）持続可能なサービス環境を備えた図書館

愛知芸術文化センター—愛知県図書館③

「第二期愛知県図書館の基本的な運営方針(2023-2027)」の体系

目 標	目指すべき姿	取組の柱	数値目標
新たな知の拠点の形成 — 県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点を目指して —	【1】 すべての県民の「知りたい」に応える図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) すべての県民への図書館サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ○誰でも利用しやすい図書館サービスの推進 ○障害者、高齢者、外国人など様々な県民への図書館サービスの充実【拡充】 (2) 人の成長・学びを支える活動 <ul style="list-style-type: none"> ○児童やティーンズに読書の楽しみを伝え知の力を育てる活動 ○県民の知的欲求に応え生涯学習に資する講座等の開催 (3) 県民の求める情報を提供するための資料・サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ○レファレンスサービスのさらなる充実【拡充】 ○拠点図書館としての継続的かつ計画的な資料収集及び保存 ○富附制度（あいちBookサポーター）等を活用した資料の充実【新規】 (4) 地域の文化・産業を支える図書館運営 <ul style="list-style-type: none"> ○豊富な地域資料やビジネス関係資料を用いた情報提供等による活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●蔵書検索アクセス数 2,190,000回 (現状(2021年度) 2,085,425回) ●利用者の満足度 「来館の目的が達成できた」が現状を上回る (現状(2021年度) 来館者アンケートでの「来館の目的が達成できた」が85.6%)
	【2】 情報発信・交流活動の拠点としての図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報発信の拠点化【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ○県政の情報発信拠点としてのYorteko(ヨッテコ)等の活用 ○見せる(魅せる)図書館としての広報活動の充実 (2) 賑わい創出と県民の交流を促す場づくり【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ○Yorteko(ヨッテコ)における交流の場としての新展開 ○ボランティア活動の機会の提供 ○館内スペースの有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】SNSの発信数と閲覧数 ・発信数1,000件 ・閲覧数900,000件 (現状(2021年度) 発信数974件 閲覧数866,477件) ●【新規】企画展示・イベントの実施回数 ・展示 50回 ・イベント70回 (現状(2021年度) 展示48回 イベント26回)
	【3】 ネットワークのハブとなる図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村立図書館等への支援【拡充】 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村立図書館等への支援(協力貸出、運営支援、市町村の人材育成) ○県立学校等との連携 (2) 広域図書館ネットワークの活用 <ul style="list-style-type: none"> ○東海・北陸地区図書館の相互貸借や研修の相互受託 ○国立国会図書館との連携強化 (3) 図書館を取り巻く機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ○愛知芸術文化センター等施設との連携 ○博物館、美術館、公文書館、大学、観光・商工関係など多様な機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内図書館への協力貸出冊数(県内) 18,000冊以上 (現状(2021年度) 15,336冊) ●【新規】市町村立図書館経由で貸出を利用する学校数 35校(2027年度目標値) (現状(2022年12月現在) 23校)
	【4】 デジタル技術の活用により新たな社会に対応する図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非来館型サービスの充実【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ○電子書籍の充実 ○デジタルアーカイブの充実 ○オンライン利用登録の推進 ○オンラインによる複写物の提供(公衆送信)の検討 (2) DXを意識したサービスの提供【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ○オープンデジタル資料の収集、保存、提供 ○Webサイトの利便性の向上等 ○図書館電算システムの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】電子書籍へのアクセス件数 現状を上回る (現状(2022年度上半期) 月平均5,541件) ●【新規】デジタルアーカイブ公開数 1,140タイトル(2027年度目標値) (現状 1,114タイトル)
	【5】 持続可能なサービス環境を備えた図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 充実したサービスを企画・提供する職員の育成【拡充】 <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル対応など先進的サービスを提供するための人材育成 ○市町村立図書館支援に資する職員の育成 (2) 持続可能な施設管理等 <ul style="list-style-type: none"> ○新たなサービスに対応するための施設改善検討 ○施設老朽化への対応 ○災害、感染症等の危機管理対応 ○施設管理における指定管理者による効率的な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】職員研修の受講者数 延べ500人以上 (現状(2021年度) 延べ488人)

愛知芸術文化センター愛知県図書館④



1階エントランス

■愛称

Yotteco (ヨッテコ)

○学校帰り、仕事帰り、散歩の途中などに「気軽に寄っていこう」と思える場所をイメージしたもの。

○ディスカッションができるグループ学習席、レチャーやセミナーをするレチャーコーナー、企画展示スペースを配置。
カフェもある、飲食可能なスペースになっている。

愛知県陶磁美術館① ※2025年3月31日まで休館中

概要

- 開館 1978年(昭和53年)6月1日
- 場所 瀬戸市南山口町234
- 建設費 計108億円
- 敷地面積 280,480.47㎡
- 延床面積 20,968.60㎡

建物	面積	開館
本館	14,792.45㎡	昭和54年10月13日 平成6年7月6日〔増築開館〕
南館	1,519.39㎡	昭和53年6月1日
西館	232.75㎡	昭和57年12月4日
陶芸館	3,541.41㎡	昭和61年4月12日 平成6年4月1日〔増築開館〕
古窯館	344.00㎡	平成6年4月1日
茶室	148.23㎡	昭和56年11月26日



本館



マスコットキャラクター

平成25年6月1日に、「愛知県陶磁資料館」から「愛知県陶磁美術館」へ館名を変更したことにあわせて、マスコットキャラクターを募集。県内外から354件の応募があり、選考の結果、決定。

愛知県陶磁美術館②



①南館



②古窯館



③陶芸館



④茶室

愛知県陶磁美術館③

■資料の収集

・収集点数 ⇒ 8, 436点 (令和6年3月末) ※約8割は受贈資料



猿投窯は、名古屋市東部から日進・東郷・みよし・瀬戸南部・豊田北部にかけての丘陵地帯に分布する、数千基にも及ぶ古窯跡群です。本器は、古代猿投窯・原始灰釉陶器の優品です。

- 猿投灰釉多口瓶
(さなげかいゆうたこうへい)
- 平安時代初期 (8世紀末)
- 国指定／重要文化財



渥美窯は、愛知県渥美半島に分布する、12世紀から13世紀にかけて操業した古窯跡群です。本器は、中世絵画文壺の名品です。

- 渥美灰釉芦鷺文三耳壺
(あつみかいゆうあしさがもんさんじこ)
- 平安時代末期 (12世紀)
- 国指定／重要文化財



湖西窯は、浜名湖西岸の湖西市を中心に所在する、東海地方有数の古窯跡です。5-9世紀と12-13世紀に操業しました。五輪塔は、供養塔・墓塔として使われる仏塔です。

- 陶製五輪塔
(とうせいごりんとう)
- 平安時代・久安2年 (1146)
- 国指定／重要文化財

愛知県陶磁美術館④

■ 展示事業（コレクション展・企画展）

【2022年度の展覧会事業《本館》】

区分	展示事業名	会期	
特別企画展	ホモ・ファーベルの断片 一人とものづくりの未来ー	7/16 ~ 10/ 2	68日
	平安のやきものーその姿、うつろいゆく	10/29 ~ 1/15	60日
	アーツ・アンド・クラフツとデザイン	1/28 ~ 3/26	50日
企画展	酒のうつわーその美、こだわり・・・	4/ 9 ~ 7/ 3	75日
テーマ展示	〈織部を焼こう〉の軌跡ー復元古窯による実験焼成の成果ー	4/ 9 ~ 5/15	32日
	初代諏訪蘇山ー初代蘇山の遺した石膏型を次代へー	5/21 ~ 6/26	32日
常設展	日本と世界のやきもの	4/ 1 ~ 3/31	
	現代の陶芸 いきもの×やきもの		
	瀬戸・常滑作家コーナー		
	リ・デザイン・狛犬		

愛知県陶磁美術館⑤

■愛知県陶磁美術館大学等パートナーシップ事業

⇒大学生等に陶磁文化に親しみ、愛知県陶磁美術館が行う事業への理解を深めてもらうことを目的に2011年（平成23年）から開始。

- 【事業概要】
- ・参加大学等は、愛知県陶磁美術館を利用した研究活動を実施することができる。
 - ・参加大学等の学生や教職員は、大学等が観覧料を後払いすることで愛知県陶磁美術館の展覧会（企画展・常設展）を自由に観覧することができる。

【参加大学】 19大学2高等学校（中京大学も参加大学の一つ）

国際芸術祭「あいち2025」①

- ・ 2010年から3年ごとに開催、「あいち2025」で6回目
- ・ 現代美術を基軸に、パフォーマンスアーツ、ラーニングなども含めた複合型の芸術祭
- ・ 国内外から約60万人が来場する国内最大規模の国際芸術祭の一つ

名称	芸術監督	会期	会場	来場者数
あいちトリエンナーレ 2010	建畠哲	8月21日～10月31日[72日間]	名古屋市	約57万人
あいちトリエンナーレ 2013	五十嵐太郎	8月10日～10月27日[79日間]	名古屋市、岡崎市	約62万人
あいちトリエンナーレ 2016	港千尋	8月11日～10月23日[74日間]	名古屋市、豊橋市、 岡崎市	約60万人
あいちトリエンナーレ 2019	津田大介	8月1日～10月14日[75日間]	名古屋市、豊田市	約67万人
あいち2022	片岡真実	7月30日～10月10日[73日間]	名古屋市、一宮市、 常滑市	約48万人

国際芸術祭「あいち2025」②

「あいち2025」開催概要

- テーマ A Time Between Ashes and Roses
灰と薔薇のあいまに
テーマは中東の詩人アドニス（カヒリヤ）の詩の一節から採ったもの。
人間と環境の複雑に絡み合った関係を、灰に覆われた終末論でも薔薇が咲き乱れる楽観論でもなく、そのあいまにある新たなモデルを、アートを通じて探求しようとするコンセプト。
- 芸術監督 Hoor Al Qasimi
フルール・アル・カシミ ⇒ 「あいち」初の海外から招いた芸術監督
(シャルジャ美術財団理事長兼ディレクター
国際ビエンナーレ協会 (IBA) 会長)
- 会 期 2025年9月13日 (土)
~11月30日 (日) [79日間]
- 主な会場 愛知芸術文化センター
愛知県陶磁美術館
瀬戸市のまちなか
- 主 催 国際芸術祭「あいち」組織委員会
(会長 大林剛郎 (株式会社大林組取締役会長 兼 取締役会議長))

<フルール・アル・カシミ芸術監督>



Photo: SEBASTIAN BÖTTCHER

<瀬戸市のまちなか>



やきものの代名詞「せともの(瀬戸物)」の語源ともなった瀬戸市。2017年には日本六古窯として日本遺産に認定

国際芸術祭「あいち2025」③

「あいち2025」企画内容

- ・ **現代美術**
国内外のアーティストの作品展示などで、国際色豊かな現代美術を紹介
- ・ **パフォーミングアーツ**
国内外の先鋭的な演劇、ダンスなどの舞台芸術作品を上演
- ・ **ラーニング**
幅広い層を対象とした様々な「ラーニング・プログラム」を実施
- ・ **連携事業**
短期間の巡回展示のほか、県内の芸術大学を始め多様な主体との連携による事業を展開

参加アーティスト（現代美術・第一弾）

<2024年2月1日発表 参加アーティスト>

ダラ・ナセル（レバノン）（出身地）
小川待子（北海道）
沖潤子（埼玉県）
アドリアン・ビシャル・ロハス（アルゼンチン）

<2024年2月1日発表 参加アーティストの過去作品>



アドリアン・ビシャル・ロハス
My Dead Family, 2009
Photo credit: Carla Barbero

<前回の「あいち2022」の学校向け団体鑑賞プログラムの様子>



真田岳彦、あいちNAUプロジェクト《白維》2022
© 国際芸術祭「あいち」組織委員会
撮影: ToLoLo studio

国際芸術祭「あいち2025」④ 地域展開事業

「なめらかでないしぐさ 現代美術 in 西尾」

会 期：2023年10月14日（土）～11月5日（日）

会 場：西尾市（まちなかの文化施設や空き店舗等）

主 催：国際芸術祭地域展開事業実行委員会、西尾市

事業内容：

現代美術展	若手を中心とした現代美術作家等による現代美術作品の制作・展示（出展作家11組） ※会場：西尾市岩瀬文庫、康全寺、旧上田家具店、尚古荘不言庵、西尾市資料館、林帯芯工場
ワークショップ	現代美術展参加作家によるワークショップ等の実施 ※会場：西尾市岩瀬文庫
音楽プログラム	ライブ演奏や朗読会などの音楽プログラムを実施 ※会場：唯法寺



2024年度国際芸術祭地域展開事業

会 期：2024年秋頃

会 場：瀬戸市（まちなかの文化施設や空き店舗等）

国際芸術祭「あいち2025」⑤

紹介動画

○ 国際芸術祭「あいち」2010-2025

https://youtu.be/8PvsAXj7KVg?si=b5n63_FF5PA5DBn2

○ 国際芸術祭「あいち2022」公式ダイジェストビデオ

https://youtu.be/O_fbjXC16BI?si=xLx8pbvA86iL8LNq

文化財の保存と活用

－文化財はみんなの財産です－

<内容>

1. 文化財とは何か
2. 文化財保護法について
3. 愛知県の文化財保護



どうとくこうえんくじらいけふんすい
道徳公園クジラ池噴水（名古屋市）
国登録・有形文化財（建造物）その他工作物

1 文化財とは何か



【左】イタセンパラ

国指定・天然記念物（動物）

木曽川・淀川水系と氷見にだけ生息する
大型のタナゴの仲間



【右】ネコギギ

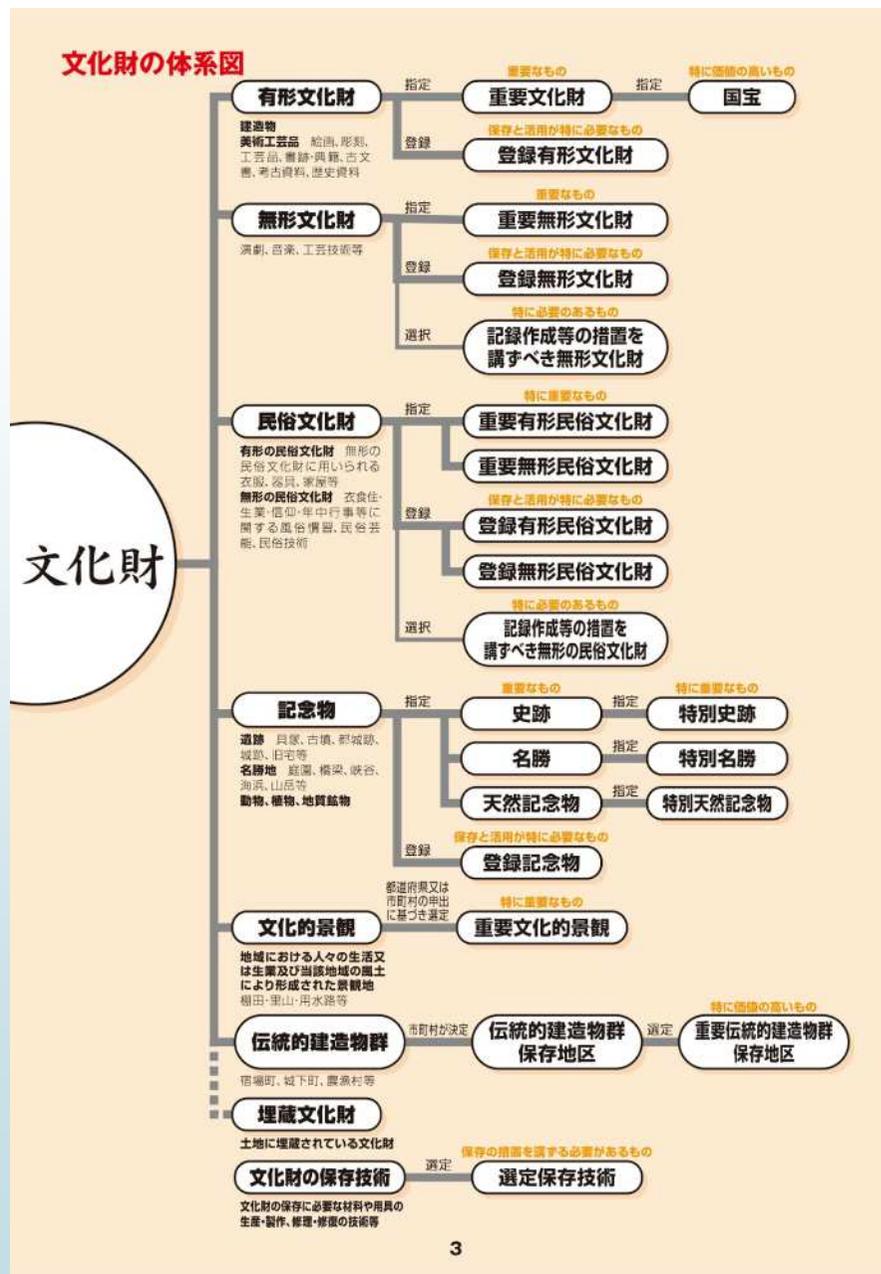
国指定・天然記念物（動物）

愛知・岐阜・三重の清流に生息する

文化財の種類

- 文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。
- 社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能や工芸技術のような「技（わざ）」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなども文化財に含まれます。
- 文化財保護法**では、これらの文化財を、次のように分類しています。

文化財の体系図
(文化庁公式Webサイトより転載)



■ 有形文化財

- 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書などで歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料を**有形文化財**と呼びます。
- このうち、「**建造物**」以外のものを総称して「**美術工芸品**」と呼んでいます。



【左】（左）外観 （右）内部
旧名古屋控訴院地方裁判所区
裁判所庁舎（名古屋市）
国指定・重要文化財・建造物
現在は名古屋市市政資料館

さなげかいゆうたこうへい
【右】「猿投灰釉多口瓶」
国指定・重要文化財・工芸品
愛知県陶磁美術館収蔵

■ 無形文化財

- ▶ 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを**無形文化財**と呼んでいます。
- ▶ 「わざ」を体得した個人又は団体によって体現されるものです。

こうだん 講談の演者である かん だしょうり 神田松鯉氏の写真です。神田松鯉氏は、講談の優れた体現者です。

国は、「講談」を重要無形文化財に指定し、その高度な体現者である神田松鯉氏を重要無形文化財「講談」の保持者（いわゆる「人間国宝」）として認定しています。



（文化庁パンフレット「人が伝える伝統の「わざ」重要無形文化財」より転載）



重要無形文化財「京舞」保持者 井上八千代氏



重要無形文化財「蒔絵」保持者 室瀬和美氏

■ 民俗文化財

- ▶ 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術（**無形の民俗文化財**）や、これらに用いられる衣服、器具、家屋などで生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（**有形の民俗文化財**）を、**民俗文化財**と呼んでいます。



はんだのすじょうぞうようぐ
半田の酢醸造用具（半田市）
国指定・重要有形民俗文化財 半田市立博物館所蔵



はなまつり【なかしだらのはなまつり】
花祭【中設楽の花祭】（設楽町）
国指定・重要無形民俗文化財

■ 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

- ▶ 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの（**史跡**）
 - ▶ 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上又は観賞上価値が高いもの（**名勝**）
 - ▶ 動物、植物、地質鉱物で学術上価値が高いもの（**天然記念物**）
- これらを総称して**記念物**と呼んでいます。



あおつかこふん
青塚古墳（犬山市）
国指定・史跡



せいたのおおくす
清田の大クス（蒲郡市）
国指定・天然記念物（植物）

■ 文化的景観、伝統的建造物群

- ▶ 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地を、**文化的景観**と呼んでいます。
- ▶ 周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群で価値の高いものを、**伝統的建造物群**と呼んでいます。



なごやしありまつでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく
名古屋市有松伝統的建造物群保存地区
国選定・重要伝統的建造物群保存地区



とよたしあすけでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく
豊田市足助伝統的建造物群保存地区
国選定・重要伝統的建造物群保存地区

■ 国が指定・選定・登録した文化財①

- これらの文化財のうち、重要なものを「重要文化財（建造物・美術工芸品）」、「重要無形文化財」、「重要有形・無形民俗文化財」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」等として、国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。



すなりまつりのだんじりぶねぎょうじとみよしながし
須成祭の車楽船行事と神葎流し（蟹江町）
国指定・重要無形民俗文化財



つるまこうえん
鶴舞公園（名古屋市）
国登録・記念物（名勝地関係）

■ 国が指定・選定・登録した文化財②

- ▶ 国は、重要文化財のうち特に価値の高いものを「**国宝**」に、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものを「**特別史跡**」「**特別名勝**」「**特別天然記念物**」に指定しています。



こんれんじみだどう
金蓮寺弥陀堂（西尾市） 国指定・国宝（建造物）

県内最古の建築で、鎌倉時代の様式をよく表している。源頼朝により、文治2年（1186）に建立されたと伝えられるが、それより少し新しいと考えられている。



なごやじょうあと
名古屋城跡（名古屋市） 国指定・特別史跡

1930（昭和5）年、宮内省から名古屋市へ下賜され、城郭建築はこの年、国宝に指定された。土地は1932（昭和7）年に史跡指定を受け、戦災後、1959（昭和27）年、改めて特別史跡名古屋城跡として指定された。

■ その他の文化財

- ▶ 土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」、文化財の保存・修理に必要な伝統的な技術・技能を「文化財の保存技術」と呼び、保護の対象としています。

埋蔵文化財



たてあなたてもものあと
 竖穴建物跡※【縄文時代中期】
 石原遺跡（設楽町）
 （※いわゆる「竖穴住居」）



じょうこんもんどき
 条痕文土器【弥生時代前期】
 伝名古屋駅前出土
 （愛知県陶磁美術館収蔵）

国・選定保存技術（県内）

- 能楽小鼓（胴・革）製作修理
- 規矩術（きくじゅつ）
- 左官（日本壁）



左官技術研修の様子



いぬやまじょうてんしゆ
犬山城天守 国指定・国宝（建造物）



きそがわ
木曾川 国指定・名勝

2. 文化財保護法について

文化財保護法とは

1950（昭和25）年 文化財保護法の制定・施行

貴重な国民的財産である文化財を**保存・活用**し、後世に引き継いでいくための法律です。

<制定時の主な内容>

- ▶ 旧法の指定制度の改正（重要文化財、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを国宝及び特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定）
- ▶ 無形文化財及び埋蔵文化財の保護制度の創設

- 文化財保護法は、**1949（昭和24）年の法隆寺金堂壁画の焼損を契機**に、日本最初の文化財保護のための統括的法律として1950（昭和25）年に制定、施行されました。
- 従来の「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、「史蹟名勝天然記念物保存法」等を統合するとともに、その制度の拡充が図られました。
- 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としています。



法隆寺金堂火災を報じる当時の新聞記事

文化財保護法の変遷（主な改正）

	有形文化財	無形文化財	無形の民俗文化財	地方関係	(文化芸術基本法)
昭和25年 (1950)	○有形文化財を規定 ○指定を創設	○無形文化財を規定			
昭和29年 (1954)		○指定を創設 ○記録選択を創設	○無形の民俗資料を規定 ○記録選択を創設	○地方指定法制化	
昭和50年 (1975)			○無形の民俗文化財を規定 ○指定を創設		
平成8年 (1996)	○建造物登録を創設				
平成13年 (2001)					○文化芸術振興基本法制定 〔「生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）の普及」が規定〕
平成16年 (2004)	○美作品登録を創設				
平成18年 (2006)		(ユネスコ無形文化遺産保護条約の発効)			
平成29年 (2017)					○文化芸術基本法に改正 〔「生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）の振興」が規定〕
平成30年 (2018)		○「保存活用計画」を創設		○地域計画を創設	
令和3年 (2021)		○登録を創設	○登録を創設	○地方登録法制化	※左記は、今回の改正に係る事項

2021（令和3）年の法改正

文化財保護法の一部を改正する法律の概要

趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

概要

【文化財保護の制度】

	文化財の種類	指定 強い規制と手厚い 保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	有形文化財 建造物、 美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗 技術 等	○	新設
地方	【文化財の種類は任意】	○	新設

1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

(1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録できることとする**（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

【登録の効果】

- ・保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・保存・公開に要する経費の補助、指導助言【第76条の10～第76条の12関係】
- ・登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17関係】（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

(2) 無形の民俗文化財の登録制度

- (1) **無形文化財と基本的に同様の制度として新設する。**【第90条の5～第90条の11関係】

(3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日（令和3年6月14日）
- ※ **新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。**

2. 地方登録制度の新設

(1) 概要

- ① **地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。**【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると思料するものについて、文部科学大臣に対し、国の文化財登録原簿への登録を提案できることとする。**【第182条の2関係】

(2) 施行期日 令和4年4月1日



愛知県庁舎 国指定・重要文化財・建造物



名古屋市庁舎 国指定・重要文化財・建造物

3. 愛知県の文化財保護

(1) 愛知県文化財保護条例

- 国と同様に地方公共団体でも、より身近な地域の文化財を保護するために、文化財保護法に基づき**文化財保護条例**を制定し、地域内の文化財の指定/登録等を行っています。そして、これら文化財の管理・修理公開等に要する経費について補助を行い、地域の文化財の保存・継承と活用を図っています。
- 本県では、**1955（昭和30）年に愛知県文化財保護条例（昭和30年4月1日条例第6号、以下「条例」）**を制定し、県内に所在する文化財のうち県にとって重要なものを**指定**することで保護を図っています。
- **2023（令和5）年**に「条例」を改正施行し、従来の指定制度に加えて、新たに**登録制度を創設**しました。
- 県指定/登録文化財としては、条例でも法と同様に「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」の区分がありますが、「文化的景観」と「伝統的建造物群」の区分はありません。

県文化財の主な保護区分

指定文化財

登録文化財

県指定/登録文化財の種別

有形文化財（建造物・美術工芸品）

無形文化財

民俗文化財（有形・無形）

記念物（史跡・名勝・天然記念物）

愛知県内所在の文化財件数

(1) 県内所在の国・県文化財件数（2024年2月1日現在）

種別 指定の別	有形文化財							無 形 文 化 財	民俗 文化財		記念物			文 化 的 景 観	伝 統 的 建 造 物 群	合 計
	建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 ・ 典 籍	考 古 資 料	歴 史 資 料		有 形	無 形	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物			
国指定	84	57	48	91	83	6	6	1	6	12	40	6	27	0	2	469
小計	375								18	73						
県指定	44	98	116	118	40	29	5	1	25	46	43	5	66	—	—	636
小計	450								71	114						
国県合計	128	155	164	209	123	35	11	2	31	58	83	11	93	0	2	1,105
小計	825								89	187						
国登録	553	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	—	—	556
県登録	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	—	—	5

愛知県内所在の文化財件数

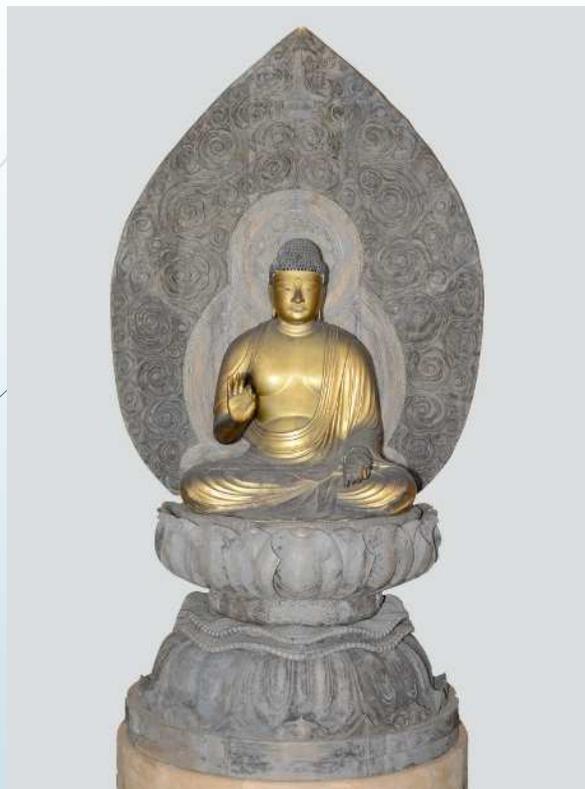
(2) 市町村指定文化財件数 (2024年2月1日現在)

有形文化財							無 形 文 化 財	民俗 文化財		記念物			文 化 的 景 観	伝 統 的 建 造 物 群	合 計
建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 ・ 典 籍	考 古 資 料	歴 史 資 料		有 形	無 形	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物			
232	494	562	448	428	145	117	30	256	246	444	18	395	—	—	3,815
2,426								502		857					

[参考] 愛知県内所有者所在の国宝

犬山城天守（犬山城白帝文庫）、如庵（名古屋鉄道）、金蓮寺弥陀堂（金蓮寺）、
紙本墨画淡彩慧可断臂図（齐年寺）、短刀<銘来国俊/正和五年十一月日>（熱田神宮）、
漢書食貨志第四、瑠玉集卷第十二、十四、古事記<賢瑜筆>、翰林学士詩集（寶生院）

愛知県指定文化財の新規指定について



有形文化財（彫刻）
 もくぞうあみだによらいぎぞう
 木造阿弥陀如来坐像 1 軀
 平安時代・久安 2 年（1146）
 春日井市大泉寺町
 宗教法人退休寺



有形文化財（彫刻）
 もくぞうしゃかによらいおよびりょうわきじぞう
 木造釈迦如来及両脇侍坐像
 南北朝時代・貞治 4 年（1365）
 一宮市大和町妙興寺字妙興寺境内
 宗教法人妙興寺



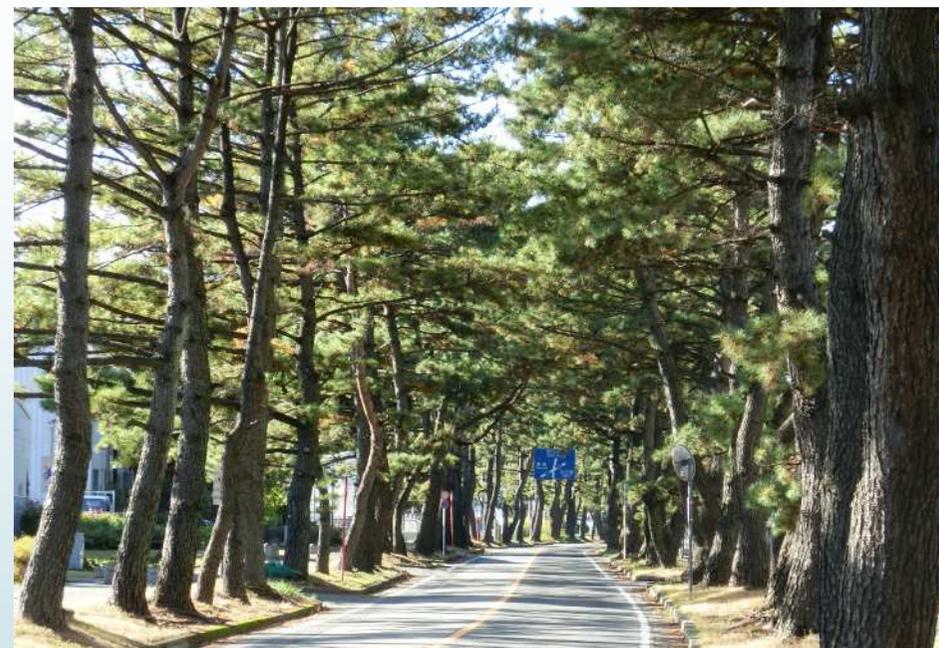
無形民俗文化財

おわりふじのいしあげまつり

尾張富士の石上げ祭

犬山市富士山3番地

保存団体：石上げ祭り伝承保存会



天然記念物

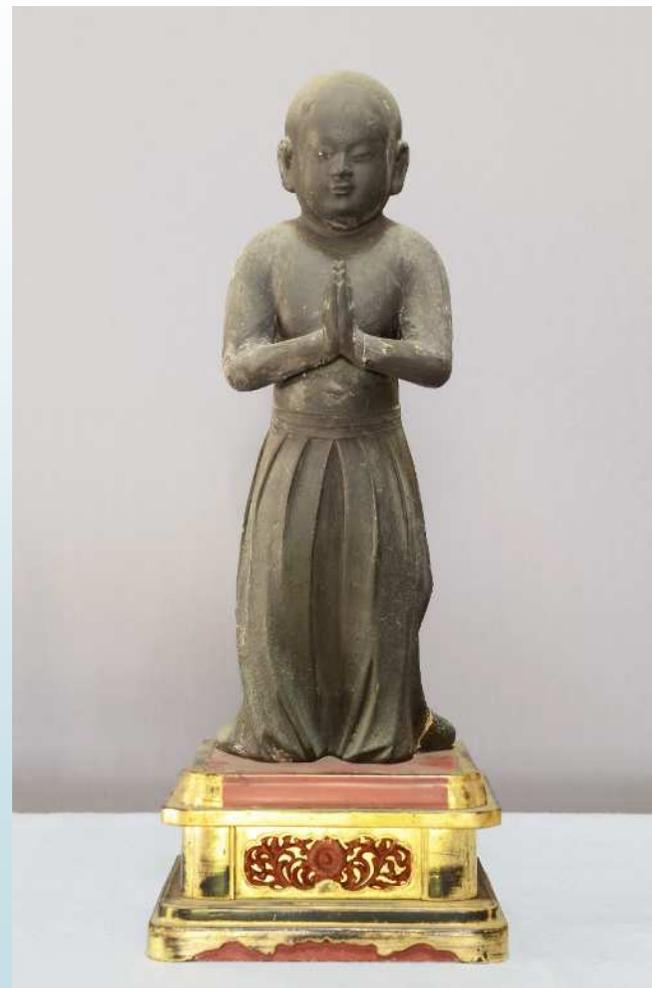
ちりゅうのまつなみき

知立の松並木 延長約500m

知立市山町地内及び牛田町地内

知立市

愛知県登録文化財の新規登録について



有形文化財（彫刻）

[左]
もくぞうべんざいてんぞう
木造弁才天坐像 1 軀
南北朝時代（14世紀）

[右]
もくぞうなむぶつたいしりゅうぞう
木造南無仏太子立像 1 軀
鎌倉時代後期－
南北朝時代（14世紀）

ともに
一宮市大和町妙興寺
字妙興寺境内
宗教法人妙興寺



有形文化財（彫刻）
もくぞうさんじゅうさんおうげんしんぞう
木造三十三応現身像 32軀
室町時代後期（16世紀）
春日井市白山町
宗教法人円福寺





無形文化財（工芸技術）

とうげい きぜと・おりべ

陶芸 黄瀬戸・織部

保持者：加藤圭史（瀬戸市赤津地区）

天然記念物

おろしっち

小呂湿地 14,409㎡

岡崎市小呂町字釜堀の一部

個人蔵



しほんちやくしよくさんこうおせんず
紙本著色山紅於染図（浦上玉堂筆）
国指定・重要文化財・絵画
（愛知県美術館収蔵）

(2) 愛知県文化財保存活用大綱に示す 本県の文化財保護施策

愛知県は、県内の文化財について、その保存・活用の基本的な方向性を明確にし、県と市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤とするため、2020（令和2）年9月に「愛知県文化財保存活用大綱」を策定しました。

愛知県文化財保存活用大綱について

○大綱策定の背景と目的

【背景】

- 全国的な傾向として、過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化の中で、各地の貴重な文化財の滅失・散逸の防止が緊急の課題となっています。
- 従来は価値付けが明確でなかった未指定の文化財を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かし、継承者を確保し、地域社会全体で保存・活用に取り組む体制の整備が必要とされています。
- このため、2018（平成30）年には文化財保護法の改正が行われ、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財行政の推進力の強化が図られています。

【目的】

- 本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示することを目的としています。

○大綱の位置づけ

- 文化財保護法第183条の2に規定する「都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（文化財保存活用大綱）」とします。

愛知県文化財保存活用大綱の主な内容

愛知県における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱

1. 文化財の保存・活用に関する基本的な方針
2. 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置
3. 県内市町村への支援の方針
4. 防犯・防災対策と緊急時の対応
5. 文化財の保存・活用の推進体制

<大綱の主な内容 1 >

1. 文化財の保存・活用に関する基本的な方針①

○県内所在の文化財の現状と保存・活用に関する取組の指針

- ▶ 文化財の種類（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群、文化財の保存技術、埋蔵文化財）ごとに、現状の課題と今後の対応方針を示し、それぞれの文化財の種類・性質に応じた保存・活用を図ります。

文化財の種類ごとの現状の課題と今後の対応方針の例：「有形文化財・建造物」の場合

課 題	対 応
① 未指定・未登録文化財について、これまでに実施した調査の成果の整理と評価が遅れている。 [第Ⅱ章 1 文化財の調査と指定]	<ul style="list-style-type: none"> 調査成果を再検証しつつ、必要な追加調査を実施するとともに、成果の整理及び公開・活用を図り、評価の高い建造物については、積極的に指定や登録を進める。
② 建造物特有の保存修理事業の大規模化及び所有者の経済的負担の増大と補助額の減少。特に、指定文化財に比べて補助制度が限られている国登録有形文化財については、維持困難に直面している。 [第Ⅱ章 2 文化財の修理、整備への支援] [第Ⅱ章 3 文化財の所有者等への支援]	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村が連携し、文化財建造物の保存・活用に対して積極的に関わりを持ち、文化財建造物を保護し、後世に継承していく方策を講じる。
③ 文化財建造物の保存・活用に関わる人材が不足している。 [第Ⅱ章 4 人材の確保と育成]	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人愛知県建築士会やNPO法人等と連携協力し、あいちヘリテージマネージャー養成講座への講師派遣や指導助言を行い、人材の育成を図る。
④ 耐震対策が不十分である。 [第Ⅳ章 2 防災と文化財の種類ごとの対策]	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村が連携して耐震対策を講じる。

<大綱の主な内容 2>

1. 文化財の保存・活用に関する基本的な方針②

【未指定文化財の保護措置の拡大】

- 未指定文化財を幅広く把握し、保護するために、文化財を取り巻く周辺環境も含めて保存・活用する方策を検討します。
- 本県の歴史・文化を理解するため、県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一（近縁）種の文化財群や、地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群というまとまりで保護する枠組を検討します。

【その他の歴史文化的所産】

- その他の歴史文化的所産〔生活文化、大衆娯楽、名産品、郷土料理、地場産業と製品、名所・旧跡〕についても、我々の生活の「豊かさ」の一部を構成しているものであるため、将来に向けて保存・活用を図ります。

【大綱が対象とする文化財のイメージ】



【未指定文化財の位置づけ】

未指定文化財

- 未調査のため存在自体が知られていない文化財
- 既知であっても評価が定まっていない文化財
- 旧来の価値判断から評価が低く抑えられている文化財
- 情報の不足等から滅失等として扱われている文化財
- 従来指定類別では捉えにくい文化財
- 県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一（近縁）種の文化財群
- 地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群

<大綱の主な内容3>

2. 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置①

○文化財の調査と指定

【文化財の調査活動】

- これまで、県や市町村、研究機関、博物館等が実施してきた文化財調査の成果を地域ごとに束ね、必要な分野を補完し、未指定を含む総合的な文化財リストとして取りまとめ、保存・活用に向け、日常管理や防火・防犯、大規模災害に備える基本情報とします。

○文化財の修理、整備等への支援

【個別の文化財への支援】

- 地方公共団体以外の所有者等が行う国・県指定文化財の保存修理事業に対して補助金を交付するとともに、学識者による指導、監修を行い、適切な修理が行われることを支援します。

2. 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置②

○文化財の所有者等への支援

【保存活用計画策定への支援】

- ▶ 所有者等が国・県指定文化財の「保存活用計画」を策定する際、補助金制度の活用や類似する先行事例についての情報提供、学識者・関係者等で構成される保存活用計画検討委員会への職員派遣等により支援します。

【日常管理への支援】

- ▶ 文化財の日常管理について、文化財保護指導委員による巡視活動や所有者への助言などの体制の整備を図るため、専門知識向上のための研修を行うとともに、市町村が設置する文化財保護指導委員と連携を図ります。
- ▶ 所有者の高齢化などにより、日常的な管理が難しい場合に「管理責任者」の選任について助言を行います。

【助成制度等の活用】

- ▶ 国及び県の文化財保存修理事業に対する助成制度の活用を促すとともに、保護部局以外の文化財に対する助成制度、民間団体等の助成、寄附金、クラウドファンディング、貸付等の制度について、所有者への情報提供を図ります。

【後継者育成のための支援】

- ▶ 無形文化財の保持者や無形の民俗文化財の保存団体による伝承活動を支援するため、保存団体または市町村による保存活用計画の作成に対する指導・助言を行うとともに、地元の小・中学校で保存団体が民俗芸能等を伝承する「伝統文化出張講座」を継続していきます。

<大綱の主な内容 5>

2. 文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置③

○人材の確保と育成

【文化財担当専門職員の確保】

- 大学、博物館等に協力を求め、市町村の文化財担当職員を対象として、各種文化財分野における基礎的な知識・技能の習得を目的とする研修会を実施します。

【関連分野からの人材確保】

- 文化財の保存修理を監理する人材を育成するため、建築士を対象に実施している「あいちヘリテージマネージャー養成講座」のように、他の関連分野の技術者等に対して、保存・活用に係るサポートを要請できる制度の同様に導入を図ります。

○重点的な取組

【県が管理・所有する文化財の保存と活用】

- 2020年11月に開館した「あいち朝日遺跡ミュージアム」で、国指定史跡「貝殻山貝塚」及び国指定重要文化財「朝日遺跡出土品」の保存・活用と情報発信を図ります。
- 国指定史跡「断夫山古墳」の保存・活用を目指した調査を行い、保存活用計画を策定します。

【山車まつりのネットワークづくりと活性化】

- あいちの文化の特色の一つである山車文化について、県内の山車まつり保存団体及び地元市町村が相互に交流・連携して山車まつりの保存・継承及び振興を図るとともに、その魅力を県内外へ広く発信することを支援します。

<大綱の主な内容6>

3. 県内市町村への支援の方針

○各種の計画策定への支援

【文化財保存活用地域計画】

- 市町村による「文化財保存活用地域計画」の策定にあたり、市町村が設置する協議会への県職員の派遣等、必要な支援を行います。また、策定にあたり域内の文化財の調査・把握等が必要なことから、その手法等について助言します。

【個別の文化財についての保存活用計画】

- 市町村が所有者又は管理団体となる国・県指定文化財等の「保存活用計画」の策定について、指導・助言を行い支援します。所有者等が自ら保存活用計画を策定する場合は、補助制度の適用や先行事例についての情報提供を行うなど、市町村と連携して支援します。

○修理・整備事業への支援

- 市町村が事業主体となる文化財の修理や整備事業に際し、県文化財保護審議会委員等修理の専門知識をもつ学識者による指導・助言を行うなど、必要な支援を行います。
- 国指定及び登録文化財に関する事業について、文化庁との調整を行うとともに、文化庁及び文化庁以外の補助メニューに関する情報を収集し提供します。

<大綱の主な内容7>

4. 防犯・防災対策と緊急時の対応①

○文化財の現状把握と文化財レスキュー台帳

【文化財の現状把握のための取組】

- 文化財の現状把握のため、未指定文化財も含めた所在場所及び管理状況についての現況調査を行います。また、市町村文化財台帳や市町村が実施した文化財調査の結果を集約し、県内文化財の現状把握に努めるとともに、未指定を含めた文化財の悉皆（しっかい）調査を推進します。

【文化財の巡視活動】

- 文化財保護指導委員による通年の巡視活動を行うと共に、市町村に文化財保護指導委員が設置された場合には、巡視活動の一層の充実を図るため、両者の連携を図ります。

【文化財レスキュー台帳の作成】

- 文化財の現況調査の成果を反映して、既存の文化財防災台帳を発展させることにより、文化財の所在する地域ごとの文化財防災・救援業務の基本資料となる「文化財レスキュー台帳」の作成を進めます。

<大綱の主な内容 8 >

4. 防犯・防災対策と緊急時の対応②

○大規模災害への対応

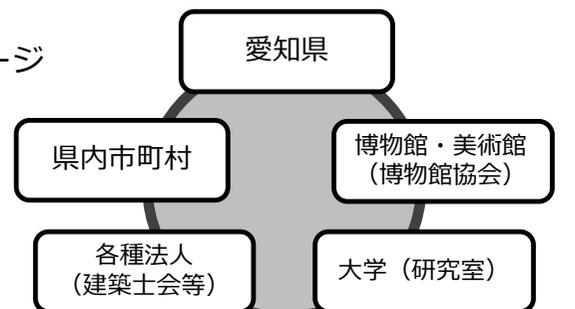
【文化財ハザードマップの作成と事前の被災回避措置】

- 各市町村において、災害別ハザードマップと文化財の所在地を重ね合わせた、「文化財ハザードマップ」の作成を推進します。

【文化財防災を目的としたネットワークの構築】

- 大規模災害発生時に、行政機関だけでなく、博物館等の関連施設、大学をはじめとする研究機関やNPO等の関係団体が連携して活動できる体制として、文化財の防災を目的としたネットワークを整備していきます。
- 文化庁と国立文化財機構が整備を進めている、文化財防災ネットワーク事業との連携を図ります。

愛知県文化財防災 ネットワークのイメージ



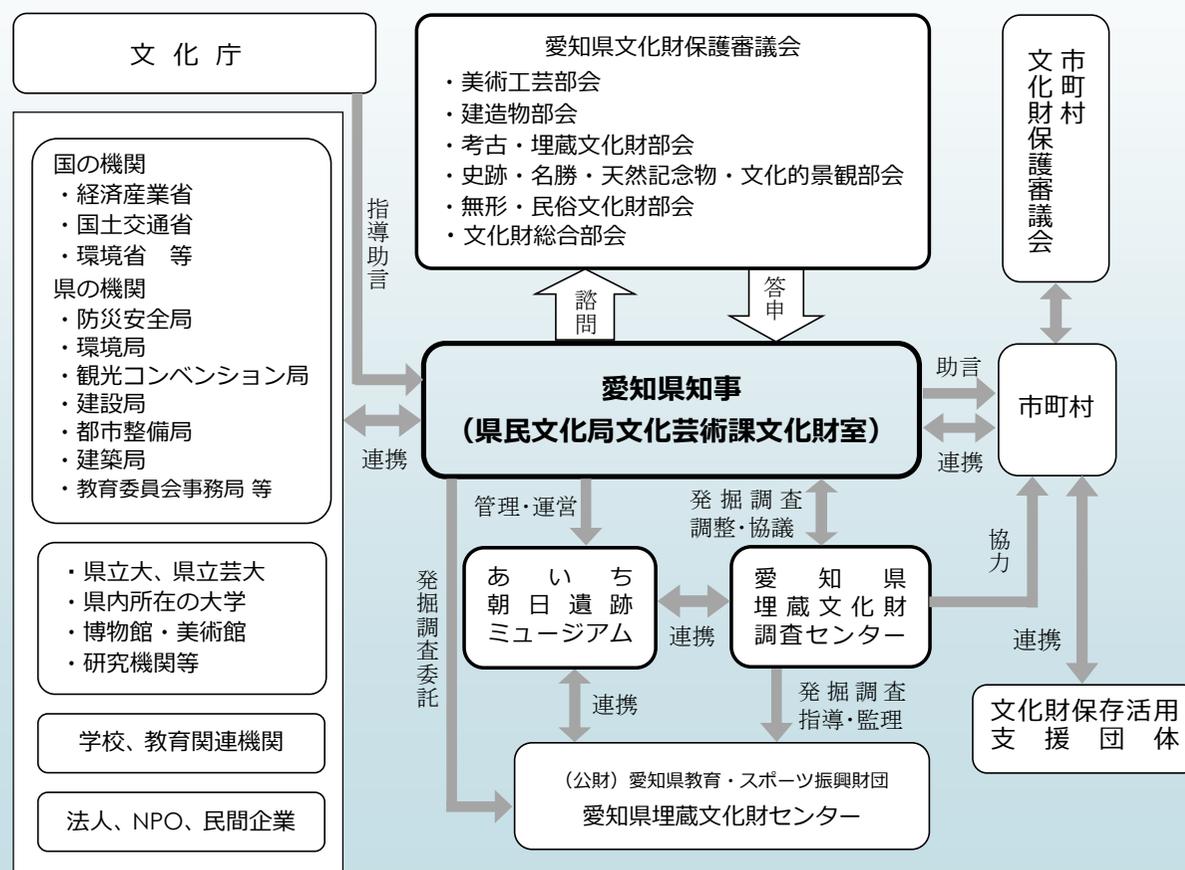
【平常時の連携】
文化財の保護・保全、調査
普及啓発活動・人材育成

【大規模災害時の連携】
文化財の被災情報の収集
被災文化財の救援

<大綱の主な内容9>

5. 文化財の保存・活用の推進体制

【文化財の保存・活用体制の現状と他機関との連携】



まとめ

- 文化財を「文化資源」として評価するとき、文化財と一体となった地域社会そのものが、魅力的な文化資源として、その地域の活性化に貢献する可能性を内包しています。
- 文化財を保護していくことが、地域社会の向上につながり、さらに文化財を活用していくことでさらなる魅力の発見、向上、さらにSDGs（持続可能な開発目標）の推進につながるという認識の下で保護に取り組む必要があります。

「愛知県文化財保存活用大綱」より



国指定史跡（記念物－史跡）
「貝殻山貝塚」 10,169㎡（「朝日遺跡」の一部）
愛知県清須市朝日貝塚
愛知県所有（中央の丘が貝塚、奥の建物がミュージアム本館）



国指定重要文化財（有形文化財－美術工芸品－考古資料）
「愛知県朝日遺跡出土品」 2,028点
愛知県清須市朝日貝塚
愛知県所有・あいち朝日遺跡ミュージアム収蔵

最後に、愛知県からのお知らせ①

○愛知県美術館 企画展

「コスチュームジュエリー：美の変革者たち シャネル、
ディオール、スキャパレツリ 小瀧千佐子コレクションより」

【日時】 2024年4月26日(金)～6月30日(日)

○愛知県陶磁美術館

2024年11月より陶芸館のみ先行リニューアルオープン

【日時】 2024年11月1日(金)～(その他施設は2025年4月からオープン予定)

○あいち朝日遺跡ミュージアム 企画展

「ヤジリの考古学」

【日時】 2024年4月27日(土)～ 6月23日(日)

最後に、愛知県からのお知らせ②

○令和6年度国際芸術祭「あいち」地域展開事業

【日時】 2024年10月12日(土)～11月4日(月・祝)

【場所】 尾張瀬戸駅周辺のまちなか

○国際芸術祭「あいち2025」

【会期】 2025年 9月13日(土)～11月30日(日)

【場所】 愛知芸術文化センター、愛知県陶磁美術館、瀬戸市のまちなか